

会 見 年 月 日	令和3年9月24日（金曜日）
担 当 課	産業振興部 商工課
問い合わせ先	電話：0791-43-6838 （内線：2253） FAX：0791-43-6892 （担当者名：高見・岸本）

## あこう中小企業者等支援給付金について

### 1 趣 旨

緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上高が減少した市内中小企業者・個人事業者に対し、国の月次支援金又は兵庫県が独自に要件を緩和した酒類販売事業者への支援金に上乗せして「あこう中小企業者等支援給付金」を給付します。

### 2 内 容

#### (1) 対象者

- ① 令和3年4月から9月までのいずれかの月で、売上高が前年又は前々年の同月に比べて50%以上減少し、国の月次支援金を受給している事業者
- ② 国の月次支援金の対象とならない、売上高が30%以上50%未満減少又は対象期間内で2か月連続15%以上30%未満減少し、兵庫県の酒類販売事業者に対する支援金を受給している事業者

#### (2) 給付金額

1事業者 一律20万円（1事業者1回限り）

#### (3) 申請受付期間

令和3年10月8日～令和4年1月31日

#### (4) 申請受付方法等

- ① 申請受付は郵送又は持参により行います。
- ② 添付書類を月次支援金・兵庫県酒類販売支援金給付決定通知の写しとするなど、申請手続きの簡素化を図ります。

#### (5) 事業費

34,000千円（事務費含む予算額 34,470千円）